

# 民間空き家対策東京モデル支援事業実施方針

令和2年7月6日付2住住民第573号

一部改正 令和2年9月11日付2住住民第792号

一部改正 令和3年3月19日付2住住民第1509号

## 第1 事業の目的

平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、区市町村が主体となって空き家問題に取り組んでいくとされたことから、東京都は、地域の実情を把握している区市町村の主体的な空き家対策の取組が促進されるよう、適正管理、有効活用、発生抑制の観点から、区市町村に対して財政支援や技術的助言等を行ってきた。

「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省）によると、東京都内の空き家数は、若干ながら初めて減少、空き家率は微減しているが、依然として空き家数は約81万戸存在することから、将来の更なる高齢化の進展、人口・世帯数の減少を見据え、東京都が広域的視点から空き家対策に取り組むことも重要となっている。

このような中、東京都は、令和元年12月に「未来の東京」戦略ビジョンを策定し、住宅戦略の実施、展開により住環境を向上させるべく、空き家対策における新たな政策目標※を設定した。

民間空き家対策東京モデル支援事業（以下「本事業」という。）は、区市町村等と連携したこれまでの空き家対策の取組に加え、民間事業者等の取組へも新たに直接に財政支援を行うことにより、民間の力や知見を最大限活用しながら、重層的に空き家対策に取り組んでいくことを目的とする。

※その他空き家（転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建替え等のために取り壊すことになっている住宅など）の住宅総戸数に占める割合を、増加傾向の全国に対し、都内の過去20年の平均値（2.31%）以下に抑える。

○「その他空き家」の「住宅総数」に占める割合

2.35%（2018年度）→これ以上増やさない（2.31%）（2025年度）

## 第2 事業の概要

### 1 事業の名称

民間空き家対策東京モデル支援事業

### 2 事業の内容

本事業の内容は以下のとおりとし、詳細については別途、募集要項に定める。

#### （1）事業の実施期間

事業者決定からその年度末まで（第2第2項第3号アの「民間事業促進型」については、その年度の3月15日まで）単年度実施とし、令和4年度まで毎年度実施する。

#### （2）事業者の募集・選定

公募により事業者を募り、応募者から提出された書類等を補助対象事業者選定委員会において審査・選定し、事業者を決定する。

なお、補助対象事業者選定委員会の設置の詳細については、別途定める。

### (3) 対象事業

以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

#### ア 民間事業促進型

複数の区市町村にまたがる空き家問題を解決するための以下の取組

##### (ア) TOKYO Data Highway 等を活用した先端技術を駆使した空き家対策

民間事業者等が実施する、5GやAI等の先端技術を駆使した空き家の効率的な把握や住宅市場等における流通、利活用の促進などの空き家対策に資する先駆的な取組

##### (イ) 空き家の発生抑制対策

民間事業者等が実施する、高齢者等、将来、空き家となることが懸念される住宅の所有者等に対する住宅の将来的な維持・管理・処分等についての意識の啓発や個々の事情に応じたきめ細かい相談対応・検討支援等、空き家の発生抑制に資する取組

#### イ 特定政策課題対応型

「新しい日常」の定着によるテレワークの急速な普及や、少子高齢化、入管法改正等を背景に、東京で大きな課題となっている特定政策課題に対応するための以下の取組

##### (ア) 新たな働き方支援

民間事業者等が東京都内にある空き家を活用して実施する、多様で柔軟な新たな働き方支援のための取組

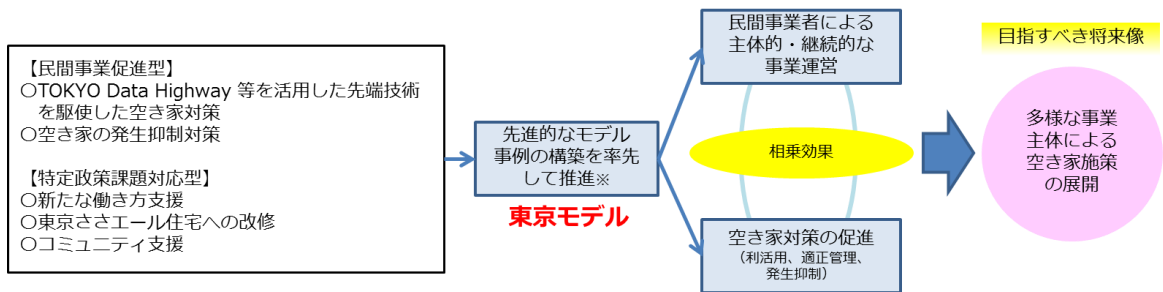
##### (イ) 東京ささエール住宅への改修

東京ささエール住宅への登録を要件とし、空き家を①子育て世帯向け、②ひとり親世帯向け、③外国人就労者世帯向けの各賃貸住宅へ改修する取組

##### (ウ) コミュニティ支援

民間事業者等が東京都内にある空き家を活用して実施する、地域のコミュニティ支援のための取組

### (4) 事業の全体像 (スキーム図)



※東京都と日本の成長を考える検討会報告書 ～地方自治 真の処方箋～ (平成30年10月)

### 3 本事業の費用の負担

東京都は、別途定める補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で各補助事業に要する費用を事業者に対して補助する。

#### 4 東京都の協力

東京都は、本事業の実施に当たって、事業者及び区市町村と連携・協力を行い、円滑な事業の運営を図る。

### 第3 その他

この方針に定めるもののほか、この方針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この方針は、令和2年7月6日から施行する。

附 則（令和2年9月11日付2住住民第792号）

この方針は、令和2年9月11日から施行する。

附 則（令和3年3月19日付2住住民第1509号）

この方針は、令和3年4月1日から施行する。